

慶弔処理規則

清和台自治会員の慶弔事項に関する取り扱いを以下の通りとする。但し法人会員で清和台非居住者は除く。

1. 手 続

該当の事例が生じ、当該会員関係者より所定様式による連絡を受けた場合、班長は理事に、理事は事務局（勤務時間内）に、届ける。事務局事務員の勤務時間外で、緊急を要するとき（告別式などで会館利用を必要とするときなど）は直接、福祉・保健部長（または、部員）に連絡し、処置を求める。

2. 内 容

（1）結婚の場合

会員または、その同居家族が結婚したときは、本人の申告（所定用紙）により、1件 5,000 円のお祝金を支払う。届け出た理事がお祝金を事務局より受取り班長に渡し、班長は当該会員に届ける。

（2）新生児誕生の場合

会員、又はその同居家族に新生児が誕生したときは、会員、又はその同居家族の申請（所定用紙）により一人につき 5,000 円のお祝金を支払う。届け出た理事がお祝金を事務局

より受取り班長に渡し、班長は当該会員に届ける。

（3）死亡の場合

①会員または、その同居家族が死亡したときは、家族などの申告（所定用紙）により、1件 5,000 円の香料を支払う。

（4）結婚、新生児誕生、死亡共通

①広報紙などにより、全会員に速報し慶弔意を表する。

②当該事例について、1年以上経過の場合は対象外とする。

3. この規則の改廃手続は、役員会の承認を経て決議する。

昭和 63 年 4 月 1 日	実施
平成 11 年 4 月 1 日	実施
平成 11 年 10 月 17 日	改正
平成 15 年 4 月 20 日	改正
平成 17 年 4 月 17 日	改正
平成 18 年 4 月 19 日	改正
平成 21 年 4 月 19 日	改正
平成 25 年 4 月 19 日	改正
平成 30 年 4 月 15 日	改正
令和 7 年 4 月 20 日	改正